

特定福祉用具購入・貸与における訪問調査について

1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者の心身の状況に合った適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされています。

介護給付適正化事業は、介護保険法第115条の4第3号1号において、地域支援事業に位置付けられ、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「縦覧点検・医療情報との突合」が主要3事業とされ、「住宅改修」及び「福祉用具購入・貸与調査」については、「ケアプラン点検」に含まれる形で整理されました。

平成30年度からは、「保険者機能強化推進交付金」の介護保険運営の安定化に資する施策の推進の項目に、介護給付の適正化があり、住宅改修・福祉用具の利用に関し、リハビリテーション専門職が関与する仕組みの有無が評価項目に定められました。

本市においては、令和6年度からリハビリテーション専門職と連携した「住宅改修の点検」を、また令和7年度から「福祉用具購入・貸与の点検」を実施することになりました。これらにより、必要に応じて申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことで、介護保険給付の適正化をさらに推進いたします。

2 調査内容

福祉用具購入・貸与に関し、申請内容に関する調査、福祉用具の給付内容の評価、給付内容についての助言・指導を行います。

3 調査の流れ

(1) 福祉用具購入

① 給付連絡書（事前申請）の受理

② 書類確認

福島市介護保険課担当者が給付連絡書を確認する中で、疑義がある場合は、担当介護支援専門員・福祉用具販売事業者を確認を行います。

③ 日程調整

訪問調査が必要な場合、福島市介護保険課より担当介護支援専門員に利用者及び福祉用具販売事業者との日程調整を依頼します。

リハビリ専門職については、福島市から地域リハビリテーション広域センターへ専門職員の派遣を依頼します。

④ 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、選定した福祉用具の購入が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

⑤ 申請書類の修正

担当介護支援専門員・福祉用具販売事業者は、指示を受けた書類の追加・修正を行います。

⑥ 審査結果の送付

給付連絡書に承認又は却下の記載を行い返送します。

(2) 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付

① 福祉用具貸与理由届の受理

② 書類確認

福島市介護保険課担当者が届出のあった被保険者について認定調査票等の情報と届出の内容を比較し、疑義がある場合は、担当介護支援専門員に確認を行います。

③ 日程調整

訪問調査が必要な場合、福島市介護保険課より担当介護支援専門員に利用者及び福祉用具貸与事業者との日程調整を依頼します。

リハビリ専門職については、福島市から地域リハビリテーション広域センターへ専門職員の派遣を依頼します。

④ 訪問調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、選定した福祉用具の貸与が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

⑤ 理由届出書の修正

担当介護支援専門員は、指示を受けた書類の追加・修正を行います。

⑥ 審査結果の送付

福祉用具貸与理由届に承認又は却下の記載を行い返送。

(3) 同一種目の複数貸与

① 同一種目の複数貸与の相談受付

福島市介護保険課窓口又は電話対応にて、介護保険課担当者が複数貸与が必要な特別な事情等の聞き取りを行い、貸与の可否を判断。

② 日程調整

訪問調査が必要な場合は、福島市介護保険課より担当介護支援専門員に利用者及び福祉用具貸与事業者との日程調整を依頼します。

リハビリ専門職については、福島市から地域リハビリテーション広域センターへ専門職員の派遣を依頼します。

③ 訪問調査

関係者立会いのもと、同一種目の複数貸与が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

④ 審査結果の報告

4 対象の選定方法

書面審査や聞き取りのみでは給付の適正性の判断が困難である場合や下記のいずれかの項目に該当する場合に訪問調査を実施します。

- ・利用者の心身状況、生活環境に関する情報が不十分で用具の必要性の判断がつかない場合。
- ・短期間で同種目の福祉用具の申請を繰り返し申請している場合。
- ・経年劣化や破損・故障による再購入で写真等では判断しづらく、現地での実測・目視を必要とする場合。

6 調査の時期

調査の時期については、福祉用具購入前又は貸与前に行うことを基本としますが、福祉用具の購入後又は貸与後に確認が必要と判断した場合は、購入・貸与後の利用状況等も対象とします。